

Q

入院することになり、病院から  
「高額療養費」の申請をするよう言われたのですが、..

A

お支払い前であれば、  
高額療養費制度の「**限度額適用認定証**」を申請ください。



✓ そもそも何で申請する必要があるの？

同月内の医療費(保険診療)が**自己負担限度額\***を超えた場合に、  
**高額療養費の申請**をすれば超えた分があとから払い戻されます



しかし



**高額療養費**は  
払い戻しに時間がかかり、手続きが大変!  
・払い戻しまで診療月から**約4か月**かかります  
・1か月ごとに1枚申請書の提出が必要

※自己負担限度額は  
ここで確認



でも



げんど がくてきょうにんていしょう  
**限度額適用認定証**なら  
保険証と一緒に病院(調剤薬局)で提示するのみ  
・宮城支部で申請書を受付後、**1週間~10日間**でご自宅に到着  
・最長1年間有効

入院や日帰り手術、抗がん剤治療などの  
高額な医療費のかかる**通院、調剤**でもご利用いただけます。



✓ 一部の方は**高齢受給者証**が**限度額適用認定証**の代わりになります!  
以下①~③を全て満たす方は、限度額適用認定証が発行されないため、ご申請いただく必要ございません。

- ①70歳以上75歳未満
- ②「被保険者の住民税」が課税の方
- ③ 高齢受給者証の負担割合が2割の方 又は 「被保険者の標準報酬月額」が83万以上